

## 第4 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

生活困窮者の経済的困窮と社会的孤立からの脱却と貧困の連鎖の防止対策、自殺・うつ病対策、災害救助法による災害救助などにより暮らしの安心を確保する。

### 1 生活困窮者の経済的困窮と社会的孤立からの脱却、「貧困の連鎖」の防止

2兆9,704億円(2兆8,182億円)

- (1)生活困窮者支援体系の確立 210(うち重点142)億円(20億円)
- ①「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築など【新規】(重点) 55億円  
平成24年秋を目途に策定される生活支援戦略(仮称)に基づき、「包括的」かつ「伴走型」の支援を実施する総合相談支援センター(仮称)の設置、多様な就労支援や生活支援事業など生活困窮者支援のモデル事業を行う。
  - ②生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の抜本強化(「生活保護受給者等就職実現プロジェクト(仮称)」の創設)【新規】(一部重点)(再掲・41ページ参照) 100億円
  - ③生活保護受給者への居住支援【新規】(重点)(再掲・50ページ参照) 5.6億円
  - ④ニートなどの若者の職業的自立支援の強化【一部新規】(一部重点)(再掲・36ページ参照) 34億円(20億円)
  - ⑤子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)(再掲・50ページ参照)  
セーフティネット支援対策等事業費補助金256億円の内数
  - ⑥介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充(重点)【新規】 8.3億円  
生活保護世帯の子どもが高校卒業後に介護福祉士養成施設などに就学を希望する場合に、現在の授業料などの修学資金に加えて、生活費の一部を貸付することにより、生活保護世帯の子どもの自立と生活の安定につながる資格の取得を支援する。
  - ⑦ひきこもりの人やその家族への支援【新規】(重点) 7億円  
ひきこもりの人やその家族に対するきめ細かで継続的な相談支援や早期の把握が

可能となるよう、「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村によるひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

## (2) 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

2兆9,319億円(2兆7,924億円)

### ①生活保護に係る国庫負担

2兆9,313億円(2兆7,924億円)

生活保護を必要としている人に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に必要な経費を確保する。

また、平成24年秋を目途に策定される生活支援戦略(仮称)に基づき、生活保護受給者の状況に応じた自立の助長を一層図るとともに、給付の適正化などを徹底する観点から生活保護制度の見直しを実施する。

※ 生活保護基準の検証・見直しの具体的内容については、予算編成過程で検討する。

### ②生活保護受給者への居住支援【新規】(重点)

5.6億円

生活保護受給者の地域での自立した生活を支援するため、民間団体などを活用して生活支援の見守りを行い、併せて居住支援の一環として代理納付(自治体が受給者に代わり家賃を納付する形での現物給付の仕組み)を積極的に促進することで、住まいの選択肢を拡大する。

### ③子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)【一部新規】

セーフティネット支援対策等事業費補助金256億円の内数

「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援などを実施するとともに、生活保護世帯の子どもが日常生活上の支援を受けられる居場所の確保や就労体験の機会を提供する。

## 2 自殺・うつ病対策の推進

65億円(51億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備(再掲・86ページ参照) 7.5億円(7.9億円)

(2) 認知行動療法の普及の推進(再掲・87ページ参照) 1億円(98百万円)

### (3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援

3. 2億円(3. 3億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化などにより、うつ病対策、依存症対策などの精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師などとの連携の強化による自殺対策の向上を図る。また、自殺未遂者や自死遺族などへのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

### (4) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成

33億円(37億円)

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方々に対するうつ病の基礎知識、診断、治療などに関する研修や地域でのメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健などに関する研修を行うことなどにより、地域の各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場でのストレスなどの要因に対して適切な対応が実施されるよう、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からない事業者などに対し支援を行う。

### (5) 災害時心のケア支援体制の整備(再掲・87ページ参照)

1. 1億円(1. 1億円)

### (6) 被災地心のケア支援体制の整備(復興(復興庁計上))(再掲・88ページ参照)

18億円

## 3 災害救助法による災害救助など

683億円(494億円)

### (1) 災害救助法による災害救助(復興(復興庁計上))

648億円(494億円)

東日本大震災による被災者の方々に供与している応急仮設住宅の延長などに伴う経費を負担する。

### (2) 社会的包摂ワンストップ相談支援事業の継続実施(復興)

16億円

東日本大震災発災後、生きにくさ、暮らしにくさを抱える方々が、いつでもどこで

も相談でき、誰でも適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、問題を抱える方々の悩みを傾聴するとともに、各種支援策や実施機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援を行う「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を継続実施する。

### **(3) 福祉避難所の設置促進【新規】(復興)** **19億円**

災害時に災害時要援護者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し一定の配慮が行われる福祉避難所について、市町村で円滑にその指定や運営が行われるよう、設置計画の作成のための協議会の開催、災害発生を想定した運営訓練や、福祉避難所として必要な備品、消耗品などの購入経費について、短期間に重点的に財政措置を行う。

## **4 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など**

**354億円(382億円)**

### **(1) 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の継続(支給事務費)** **99百万円**

戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金について、現行の特別給付金国債が最終償還を迎えることから、国として改めて特別の慰藉を行うこととし、継続して支給する。

### **(2) 戦没者慰霊事業などの推進** **21億円(22億円)**

戦後 70 周年にあたる平成 27 年度に向けて、未だ特定に至っていない抑留中死亡者の資料の入手や旧ソ連地域の遺骨帰還事業などを民間団体などの協力も得ながら集中的に実施するほか、硫黄島からの遺骨帰還のための特命チームの定めた「遺骨帰還プラン」に沿って、硫黄島での遺骨帰還事業を引き続き実施するなど、すべての地域で可能な限り速やかに遺骨が御帰還できるような取組などを推進する。

### **(3) 中国残留邦人等の援護など** **110億円(112億円)**

中国残留邦人等への支援策を着実に実施するほか、戦没者などの援護関係資料について、先の大戦に関する歴史的資料でもあることから、後世への伝承や広く国民や研究者などが利用できるよう、国立公文書館へ移管するための取組を行う。

また、介護サービスを必要とする永住帰国者が円滑に介護や援護の制度を利用でき

るよう、全国を7つのブロックに分けて、各ブロック内に介護コンサルタント（仮称）を配置し、介護関係者などへの研修などを実施する自治体を支援する。